

社外役員独立性判断基準

株式会社岡村製作所（以下「当社」という）は当社における社外役員の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行取締役及び使用人（以下「業務執行者」という）
2. 当社の大株主（注1）又はその業務執行者
3. ①当社の主要な取引先（販売先）又はその業務執行者（注2）
②当社の主要な取引先（仕入先）又はその業務執行者
③当社の主要な借入先（注3）又はその業務執行者
4. 当社から役員報酬以外に多額（注4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、又は法律専門家
5. 近親者（配偶者及び二親等内の親族をいう）が上記1から4までのいずれかに該当する者（但し、業務執行者については、重要な（注5）者に限る）

注1：「大株主」とは、当社株式を10%以上保有する株主をいう

注2：「主要な取引先」とは、当社の製品等の販売先又は仕入先であって、直近事業年度における年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう

注3：「主要な借入先」とは、当社の借入金残高が直近事業年度末において、当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう

注4：「多額」とは以下に定めるとおりとする
「金銭その他の財産」が年間1千万円を超えるとき

注5：「重要」とは役員・本部長・部長クラスの者をいう 以上